

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第82準備書面

-国家賠償法1条1項の適用において違法であること-

2021年(令和3年)8月31日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

第1 はじめに

本件における国に対する国家賠償法1条1項にもとづく損害賠償請求につき、国の規制権限不行使については、すでに原告第54準備書面において主張しているが、その後の状況も踏まえて、本書面において改めて主張するものである。

第2 大飯原発をめぐるこの間の経過

1 関西電力大飯発電所（大飯原発）1号機及び同2号機については、本訴訟提起後の2017（平成29）年12月22日に廃炉を決定し、2018（平成30）年3月1日をもって運転を終了した。

2 同3号機及び同4号機については、すでに訴状等で主張しているとおり、2012（平成24）年6月16日、再起動を決定し、同年7月5日に3号機が、同月21日は4号機が、それぞれ発送電を開始した。

その後、2013（平成25）年9月に定期検査のために停止した後、2018（平成30）年3月に3号機が、同年5月に4号機がそれぞれ再起動した。その後も、同3号機と同4号機については、定期検査と再起動が繰り返し行われている。

第3 国の規制権限について

1 規制権限不行使の違法性についての考え方

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。

したがって、本件においても、国の規制権限を定めた法令の趣旨、目

的及びその権限の性質について検討する必要がある。

2 原子力規制委員会について

原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）に基づいて設置された機関である。

設置法は、福島第一発電所事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一つの行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする（同法1条）としている。

原子力規制委員会は、国家行政組織法3条2項の規定に基づく環境省の外局として位置付けられる（設置法2条）。そして、同委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とし（同法3条）、同任務を達成するために原子力利用における安全の確保に関することなどの事務をつかさどる（同法4条）。その組織は、委員長及び委員4名からなり（同法6条1項）、独立してその職権を行うこととされているところ（同法5条）、委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し（同法7条1項）、原子力事業者等及びその団体の役員・従業者等である

者は委員長又は委員となることができないものとされている（同条7項3号、4号）。

3 設置法の制定に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（以下「原子炉等規制法」という。）の概要

設置法は、上述した原子力規制委員会の組織及び機能について規定しているほか、原子炉等規制法を一部改正し、原子炉等規制法43条の3の5第1項においては、発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨規定され（原子炉設置許可）、同法43条の3の6第1項において、その許可基準について規定されている。また、同法43条の3の8第1項においては、原子炉設置許可を受けた者が、同法43条の3の5第2項2号ないし5号又は8号ないし10号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない旨規定されている（原子炉設置変更許可）。

原子炉等規制法43条の3の6第1項4号及び同号を準用する原子炉等規制法43条の3の8第2項においては、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可の基準の一つとして「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と規定されている。ここでいう原子力規制委員会規則は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」であり、この解釈を示すのが「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」と題する規程であり、同規程は2013（平成25）年6月19日に定められ、同年7月8日から施行されており、いわゆる新規制基準と呼ばれている。

停止中の原子炉が運転を再開する場合には、当該原子炉が新規規制基準に適合することが必要となる。具体的には、発電用原子炉設置者は、原子炉設置変更許可（原子炉等規制法43条の3の8第1項）の申請を行い、同許可処分を受ける必要がある（同法43条の3の8第2項、43条の3の6第1項）。また、工事計画（変更）認可の申請（同法43条の3の9第1項、第2項）を行い、同認可処分を受けること、発電用原子炉の運転開始前に保安規定を定め、保安規定の（変更）認可を受けることが必要である（同法43条の3の24第1項）。

4 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉等の規制に関する法律（原子炉等規制法）」第43条の3の23

同条第1項は、「原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第1項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。」と定める。

同条第2項は「原子力規制委員会は、防護措置が前条第2項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。」

5 国の規制権限

設置法及び原子炉等規制法により、国の機関であるところの原子力規制委員会は、被告関西電力を含む発電事業者に対し、是正措置等を命じ、

さらには、設置許可を取り消すなどの強力な規制権限を有している。

6 国の規制権限の根拠となる上記各法令の性質等について

上述したとおり設置法1条は、その目的として「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と定めている。

原子炉等規制法1条は、その目的として「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られることを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と定めている。

7 本件における国の規制権限について

したがって、設置法及び原子炉等規制法が、国（原子力規制委員会）の規制権限を定めた趣旨及び目的は、2011（平成23）年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故を受けて、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質に異常な水準で放出されるなどの重大な災害となることを受けて、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を目的としたものである。

そして、上述したとおり、その規制権限の性質は、被告関西電力を含む発電事業者に対し、是正措置等を命じ、さらには、設置許可を取り消すなどの強力な規制権限が与えられている。

したがって、本件における国の規制権限については、重大な原発事故は生じうるということを前提として、規制権限の行使のあり方が検討されなくてはならない。すなわち、原子力委員会設置法及び原子炉等規制法の趣旨及び目的、原子力施設における事故が重大な災害を引き起こすことを受けて定められた強力な規制権限に鑑みると、国の規制権限は、原子力発電所立地近隣住民の生命、身体及び財産の安全の確保を目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の知見等に即して、適時にかつ適切に行使されなければならない。

第4 国による作為による加害行為及び規制権限不行使の違法

1 再起動決定の違法性

すでに繰り返し主張しているとおり、大飯原発は、安全対策に致命的な欠陥があり、過酷事故が発生する危険性が高い。しかしながら、内閣総理大臣及び関係三閣僚は、2012（平成24）年4月6日、停止中の原発の再起動の判断基準として「原子力発電所の再稼動にあたっての安全性に関する判断基準」を公表し、同年6月16日、大飯原発3号機及び4号機が上記判断基準を満たしたと判断して再起動を決定した。

しかしながら、再起動判断基準は福島原発事故原因の解明がない中で策定されたもので、致命的な欠陥があるものである。

ところで、国家賠償法1条の「違法」とは、行為規範たる法条に違反して公権力が発動された場合を指すが、ここにいう行為規範は行為の根拠規範だけではなく、権力の行使を制約する各種の制約規範や条理上の制約も含まれ、公務員による権力の発動が客観的に公正を欠くと認めら

れる場合には、条理上の制約に反するものとして違法になる（最判昭和61年2月27日民集40巻1号124頁に同旨）

本件では、国による大飯原発3号機及び4号機の再起動決定は、内閣総理大臣及び関係3閣僚による意思決定によるものであり、公権力の行使にあたる。そして、行政権が原子力発電所の過酷事故による被害の甚大性、安全対策の致命的な欠陥等の存在にもかかわらず、国民に甚大な人権侵害を招く原子力発電所の再稼働を強行することは、客観的に公正を欠き、条理に反し、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

2 規制権限不行使の違法

大飯原発3号機及び4号機は、2012（平成24）年6月16日、再起動を決定し、同年7月には再稼働が行われている。

上述のとおり、原子力委員会設置法及び原子炉等規制法の趣旨及び目的、原子力施設における事故が重大な災害を引き起こすことを受けて定められた強力な規制権限に鑑みると、被告国の規制権限は、原子力発電所立地近隣住民の生命、身体及び財産の安全の確保を目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の知見等に即して、適時にかつ適切に行使されなければならない。

繰り返し主張しているとおり、再稼働の前提となる新規制基準それ自体にも欠陥があり、さらには、その立地基準においても安全対策、避難計画においても致命的な欠陥があることは明らかである。しかしながら、国は、是正命令や停止命令、さらには設置許可取消等の規制権限を行使することなく、再稼働させ続けてきた。かかる規制権限の不行使は、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

そして、原発被害の甚大さからすれば、いつ巨大地震が発生し過酷事故が発生する危険性が高い地域で、安全対策に重大な欠陥にもかかわらず、規制権限を行使することなく再稼働させ、また、定期点検等により

一時的に運転を停止した場合であっても、原発（原子炉施設）がいつでも運転しうる状況に置くことは、原告らが常にいつ生命・身体・健康等に甚大な被害が発生するかわからない差し迫った具体的危険性のもとでの生活を強いるものである。国によるかかる規制権限の不行使は、原告らが生命、身体、健康を維持し、快適な生活を営む権利、すなわち、人格権（憲法13条）、生存権（憲法25条）、平和的生存権（憲法前文）を侵害するものである。

3 損害

原告らは、上記人格権等の侵害による精神的損害について、大飯原発の運転が将来にわたって差し止められるまで原告1人あたり1ヶ月金1万円を下らないとして、原告1名につき1ヶ月あたり各1万円を請求している。

上述のとおり、この間、大飯原発1号機及び2号機の廃炉が決定されたが、同3号機及び4号機が再稼働し、また、いつでも運転しうる状態に置かれていることからすれば、その精神的損害は1号機及び2号機の廃炉によって減じられることはない。

したがって、原告らは、国に対し、国家賠償法1条に基づき、大飯原発の全施設使用が停止するまで、原告1名につき1ヶ月あたり各1万円を支払うよう求めるものである。

以上